

## 発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、平成18年4月に設立され、本年4月10日に設立から10年を迎えました。10月2日には業務開始から10年になります。

この間、情報提供業務では、平成28年2月にコールセンターにおける累計利用件数が300万件に達しました。民事法律扶助業務では、法律相談援助件数は増加を続け、平成27年度は約28万6,000件と、年間の件数を取り始めた平成19年度の2倍近くとなり、代理援助件数は、平成22年度をピークに減少傾向にあったものの、平成27年度は約10万7,000件と前年度を上回り、平成19年度と比べても、約1.6倍となりました。国選弁護等関連業務では、平成18年10月から被疑者国選弁護制度が始まり、平成21年5月には対象事件が拡大されたところ、平成27年度の被疑者国選弁護事件受理件数は、平成19年度の約10倍である約7万400件となりました。常勤弁護士に関する業務では、平成27年度は、常勤弁護士配置数が平成18年度の約10倍である250名、司法過疎地域事務所の設置数が同年度の約6倍である35か所となりました。犯罪被害者支援業務では、コールセンターの犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所への問合せの累計件数が平成27年度末時点で約21万6,000件となりました。

また、平成26年度から始まった第3期中期計画期間では、地方自治体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという「司法ソーシャルワーク」の取組を重要な事業目標の一つとして掲げ、これに取り組んでいます。

平成23年3月発生の東日本大震災後は、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、被災者への法的支援を行っております。

平成28年5月には、認知機能が不十分な高齢者・障害者への民事法律扶助制度の拡充等を内容とする改正総合法律支援法が成立し、同年7月1日には、同改正法のうち、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談制度に関する部分が先行して施行され、平成28年熊本地震による災害に適用されることとなり、同日から、熊本地震の被災者の方々への無料法律相談を行っております。

このように、当センターの業務実績は着実に伸び、その範囲も拡大してまいりました。これは、当センターに対する信頼や期待の表れであると自負しているところですが、前述の改正総合法律支援法では、DV、ストーカー及び児童虐待の被害者を対象とする援助制度も新設されており、これら被害者への対応を十全なものとし、制度を円滑に運用できるよう、関係機関とも十分に連携し、着実に施行準備を進めていかねばならないと、身の引き締まる思いであります。また、10年の節目を迎え、この間の発展を支えてくださった全ての方々に感謝申し上げるとともに、今後とも、国民の皆さまにとって頼りがいのある存在であり続けられるよう、努力してまいりたいと気持ちを新たにしております。

さて、このたびお届けいたします「法テラス白書」（平成27年度版）は、発刊時期が当センターの10周年に当たることから、10年を振り返る内容となっており、平成28年度の出来事にも言及しております。本白書が当センターへのご理解を一層深めていただく一助となれば、幸いです。

平成28年9月吉日

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠